## 1. 給与所得控除の改正

給与所得者に適用される給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

速算表(給与所得控除後の金額)

## 改正後(令和8年度以降)

給与等の収入金額	給与所得控除後の金額(所得金額調整控除前)	
0円 ~ 650,999円		0円
651,000円 ~ 1,899,999円	収入金額 - 650,000円	
1,900,000円 ~ 3,599,999円	収入金額 ÷ 4 = A	A×2.8-80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	(Aは千円未満切り捨て)	A×3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円 ~	収入金額 - 1,950,000円	

※1円未満の端数は切り捨て



## 改正前(令和3年度~令和7年度)

給与等の収入金額	給与所得控除後の金額(所得金額調整控除前)	
0円 ~ 550,999円	0円	
551,000円 ~ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円	
1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ~ 1,799,999円	収入金額 ÷ 4 = <b>A</b> (Aは千円未満切り捨て)	A×2.4 + 100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円		A×2.8 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円		A×3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円 ~	収入金額 - 1,950,000円	

※1円未満の端数は切り捨て